



第188号 毎月11日は小松島市の人権の日 発行所●小松島市 小松島市教育委員会 小松島市人権教育振興協議会

2022 (令和4) 年度

小松島市人権問題講演会

期日 8月17日(水) 場所 サウンドハウスホール

演題 『人と皮革の歴史〜人権問題について考える〜』

講師 徳島県人権問題講師団講師 福田邦孝さん

DVDシリーズ映像でみる人権の歴史(第8巻) 『ひとと皮革(かわ)の歴史』より

日本列島に住む人々の体は、少なくとも縄文時代まで獣や魚の肉に多く支えられていたことが分かっています。イノシシ、シカなどを弓矢やワナを使って捕まえ、また海や川でも魚や貝などをとり、大切な食べ物としていました。

弥生時代になると、大陸から伝わった米が人々の生活を変えました。生活は少し豊かになりましたが、イノシシやブタなどの獣や魚、貝などを食べ続けました。しかし、米作りがさらに盛んになり、古墳時代を経て国が作られると仏教の影響により生き物を殺してはいけない、殺す者は地獄に落ちるといふ教えが広まり、肉を食べることを禁止することが始まりました。



列島に古くからあつ

た宗教が神道へと形を整える頃、神社もまた肉を食べるにはいけない、皮も穢れると、肉や皮を扱う人を差別するようになりまし。でも、動物が人々の食卓から消えることはありませんでした。肉や内臓を大切な栄養として食べた後、人はその皮から着物を履き物、楽器などを作り続けました。

はじめに

差別がなぜ始まったのか、皮革を必要とした戦国

時代はどうだったのか、被差別の人のくらしはどうだったのか、江戸時代に差別制度が本格化したということについて本当はどうなのか、ということについてお話ししたいと思います。資料や説明の中に賤称語が出てくると思いますが、今回のテーマを説明するためにはどうしても必要不可欠なために使用しています。ご理解ください。

2 被差別の人たちの役割やくらし(江戸時代以前)

奈良時代

光仁天皇が七八〇年に「甲冑は皆よろしく革を用いるべし」と勅命を出し、十年後の七九〇年には桓武天皇が蝦夷(えみし)を制圧するためとして坂東諸国(現在の関東地方)に二千領の革鞆を制作するように命じた。

このことから、専門的な皮革業者が既に各地に存在していたと考えられます。蝦夷の「蝦」はガマやヒキガエルのことで、「夷」は当時、今の東北や北海道に住んでいた人たちを蔑んだ言い方です。現在は「えぞ」という読み方に変わってきていますが、最初は「えみし」というふうに蔑んだ言い方で呼んでいて、その人々を制圧せよと命じたわけですね。

歴史学者によると、西暦500年ぐらいには朝鮮から皮を処理することのできる専門家を招いていたようです。鎧が鉄だと重くて戦になりませんが、革は軽い上になめし方によると矢も通らないぐらいの固さになるわけですね。

平安時代

濫僧(ろうそう)・屠者(としゃ)の追放を示す資料…『延喜式』(九二七年) およそ神社の四至の内…死人を埋蔵するを得ず。お

よそ鴨御祖社南辺は、四至の外にありといへども、濫僧・屠者等、居住するを得ざれ

※四至：四方の境界 濫僧：無許可の僧 屠者：動物を殺す人の意味

下鴨神社の南側に濫僧や屠者がくらししているの追放しろという命令です。延喜式というのは初めて穢れということに対してのお触れを出したもので、人の死は30日出産は7日、六畜の死は5日出産は3日、神社の参拝や神事への参加、公家の場合には参内を控えるようにと定めたわけですね。

京の清掃を検非違使に命じる…『小右記』(長和四(一〇一五)年四月)

「十九日、北辺大路に汚穢のもの甚だ多しといえり。掃清せしむべきの由、使の官人に仰すべし。また、禊の日より祭日まで汚穢の物置かしむべからざるの事、同じく仰せ下し了んぬ。」

御所の北側の一条に死体がゴロゴロと転がっているのが片付けよという命令です。検非違使が直接片付けるのではなく被差別の人たちにやらせるわけですね。禊の日というのは、賀茂祭(葵祭)の直前に未婚の天皇の娘が鴨川で潔斎する日のことです。潔斎というのは神事・仏事の前に、飲食その他の行為をつしめ、水浴などして心身を清めることを言います。つまり、未婚の天皇の娘が禊ぎをする日から葵祭の日まで死体などを片付けなさいということですね。

※検非違使 平安初期に京中に置かれ、犯罪の取り締まりや秩序の維持に当たった。権力は強大。

検非違使が河原人に死牛を処理させる…『左経記』(長和五(一〇一六)年一月二日の条)

ここには、検非違使が死牛を河原人に処理をさせた時に、河原人が持って帰った牛黄の玉を取り上げたということが載っています。

※牛黄の玉：牛の胆嚢にできる胆石、心臓病の特効薬として珍重された。

鎌倉時代

『天狗草紙』(一二九六年頃)

絵に、肉片に仕掛けられたワナにかかった鳥が描かれています。この鳥は本当は天狗なんです。仏教の教えに反して肉食する天狗(僧)が河原に住む子

どもにつかまされ首をねじり殺されるとい  
う設定です。仏教の教えに反するとこんなひ  
どい目にあうぞ、河原に住んで肉を食べてい  
るような人たちは怖いぞということに印象づ  
けるためのものとしてこの絵巻物があるわけ  
です。

こういう絵ではなく、「銀閣や御所の庭の  
ようなすごい庭を造った人たちがなんだ。」とい  
うことが描かれているとしたら、被差別の人  
たちに対する印象が大きく変わってきかと思  
います。

戦国時代

武器を必要とする戦国大名が被差別の人た  
ちに皮革製造をするための屋敷を与え、その  
上納を義務づけたという資料が残っています。  
『七条文書』

府中西のつら、かハ(わ) たひこハかか  
ゆる川原新屋敷町五段の分、先年岡部  
大和守奏者として出し置き訖、其時のごとく  
永くかれらが屋敷たるべし、然は、毎年度の  
やく等申しつけ、ぶさたなく取り沙汰すべし。  
急用の皮の時ハ、ひこ八国中を走り廻り、申  
付け、調進すべし(中略)享禄元(一五二八)  
十月十八日 大井新右衛門尉殿

このように、皮革の製造に携わる被差別の  
人たち(かわた)は、武器が必要だった戦国  
大名から手厚く保護されていました。戦国期  
が終わると被差別の人たちは本来の「キヨメ」  
の仕事に戻っていきませんが、清掃の仕事や、  
処刑の仕事、警察の仕事、御用、十手を持っ  
た仕事、その上に皮革の製造をするようになっ  
たわけですね。

安土桃山時代

屍(しかばね)の穢れを扱うものとして、  
皮革づくりの人々は卑しめられていたが、同  
時にそのコミュニティは強い霊力をまとうこ  
とで畏怖(畏敬)されていた。(河原者は旧暦  
の十月と十二月の間(今の節分ぐらいまで)

の庭いじりや井戸掘りは陰陽道という土(ど)  
公(ぐ)神(じん)のタブーに触れない)

どういことかという、皮革づくりの携  
わっている人々は強い霊力を持っているので  
穢れないと考えられていたということですね。  
だから庭いじりもできるし、井戸も掘れると  
いうことなんです。実際、京都にある立派な  
庭の多くは被差別の人たちが造っています。  
※土公神は土をつかさどる神といわれ、春はかまど、  
夏は門、秋は井戸、冬は庭にいとされ、土を動かす  
工事を行うと怒りをかき集めると言われていた。

「皮はぎ」への差別を強めた諏訪下宮  
の規定・「諏訪下宮物忌量事」(一五五八)

一、人の首切りたるものは当日のけがれ  
馬牛の糞たるを見て捨てたる者は当日のけが  
れ、皮を剥ぎたるものは五日のけがれたるべ  
し、一、骨さばくりたるもの事、百日内な  
らば重ねて忌みあるべし、百日過ぎてさばく  
りたらば三七日のけがれたるべし、人をけが  
すべからず

人の首を切っても当日の穢れだけなのに、  
馬牛の皮を剥いたら5日の穢れです。なぜか  
という、勝手に皮を剥かれると困るわけ  
です。それだけ、皮を確保する必要があつたわ  
けです。

戦国大名・武田氏のもので差別法が定め  
られた『甲陽軍鑑』品第四八

動物の皮をはいでいる乞食(被差別の人)  
が、鞍をつけた馬に乗り下人をつれて玉屋と  
いう酒屋で酒を飲んでた。そこへ、武田の  
配下の侍2人がその酒屋で飲食することにな  
り、途中から乞食とは知らず酒を酌み交わす  
などした。帰る頃になって、たまたま居合わ  
せた侍の知り合いが、「あの男は皮はぎです  
よ。」と2人に知らせたので大事になった。侍  
たちは腹を立て、主人に「どうして乞食を店  
に入れた。」と、主人は主人で「お前たちはど  
うしてこの店に入った。」とくっつかかった。

ただ侍は、騒動を起こすのも面倒だとい  
うこととまず事を収め、後日書付けに事情を  
したため奉行所に訴えた。その結果出された  
お沙汰は、玉屋の主人には侍たちに反物を持  
て謝りに行くこと、乞食の者は自分の家にあ  
る皮革履を持って謝りにいくこと、そして出  
歩く時には服だけでなく牛や馬にも草履を付  
けること、さもないれば磔(はりつけ)か釜  
ゆでの刑にするというものであった。

このことを境に身なりに対する法的な決ま  
りが作られ、差別される側にも差別する側  
にも言い訳のできない状況が作られるよう  
になったわけですね。

洛中洛外図屏風(近世初頭)

屏風の中に京都の余部部落の様子を描いた  
ものがあり、動物を運び皮をなめす姿がはつき  
りと見て取れます。右手の方には行水をつかう  
女性と杖をつく老人も見えています。実は、余  
部は本当は洛中(加茂川の西側)にありまし  
た。それが洛外(加茂川の東側)へ追いやられたわ  
けです。なぜかという、秀吉が御土居とい  
って、洛中を3m以上もある土手で囲い、その回  
りに堀を造りました。そして「余部」を加茂川  
の東側にやって、さらに加茂川から引いた水を  
余部の回りの水路に流し込み、穢れを清めると  
いうようなものを造ったわけですね。これは、権  
力者が被差別の人たちを強制移住させた、差別  
を制度化したという例です。

3 江戸時代における被差別の人たちの役割例

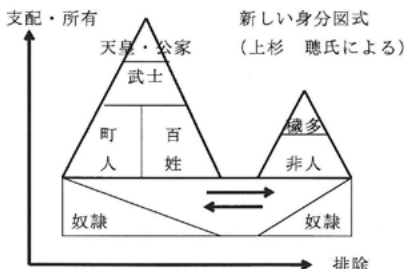
長野県の北佐久郡にあった浅科村、その前  
は五郎兵衛新田村と呼ばれていました。ここ  
には、市川五郎兵衛が徳川家康から直筆の許  
可証をもらい開墾をした広大な新田がありま  
すが、その庄屋さんの古い蔵を整理してい  
たら古文書が出てきたんです。それによると、  
新田開発で豊かになった村を狙う泥棒を捕ま  
えるために、ある長野県の被差別の村から人

を呼んで、今でいう警察の仕事をやっても  
らっているんです。なぜ分かったかという  
「今回、依頼があつてここへ来ました。私が来  
たからには、仕事に励んで皆さん方にはご迷  
惑をかけないように泥棒を捕まえたり来なく  
なったりするよう頑張ります。」というような  
ことを書いた覚え書きが残っていたんです。

4 学校で習っていた江戸時代の身分制度は間違っていた。



間違っていた図式



上のような  
三角形を使っ  
て、上から士・  
農・工・商・  
雑多・非人と表し  
た図形は間違っ  
ていたというこ  
とが歴史学者の  
研究で分かつ  
てきました。  
天皇・公家の下  
にいる武士が被  
差別の人たちを  
直接支配してい  
るわけで、この  
ピラミッドの中  
には入っていない  
んです。武士  
の下には、百姓  
と町人がいるわ  
けですが、被差別の人たちはその下にいるの  
ではなくて、隣にある別の三角形の中にお  
るわけです。町人や百姓の下には奴隷的な人々、  
下人とか名子、遊女などがいたわけですね。  
そして、雑多・非人の下にも下人や名子などの  
奴隷的な人々がいたわけですね。士農工商など  
という縦並びの身分制度は無く、武士の下  
に百姓と町人がいたわけですね。村に住んでい



ましたが、その中で問題として出てきたのがセクシャルハララスメントいわゆるセクハラです。1988年に初めてセクハラ裁判が起こされるわけですが、それまで日本の国内ではセクハラという意識はなく、もちろん言葉もありませんでした。私もその頃働いていました。酒席になると女性職員に触りたがる男性上司がいたり、職場にヌードの女性が描かれているカレンダーがかけられていたり、そんなことが普通にありました。でも当時、私たちは、「止めてください。」というように声を上げることはなかなかできませんでした。しかし、このセクハラという言葉が流行語大賞を取って以降、酒席の場で手を伸ばしてきた上司に「それはセクハラです。やめてください。」と言えるようになり、他の女性にそういうことをしていても注意することができるようになりました。このように、言葉を手にするということは本当に大きな力になると思います。



DV防止法もそうです。2001年にドメスティックバイオレンス、親しいパートナー

間での暴力を禁止するという法律ができました。それまでは夫婦げんかは犬でも喰わぬとか、夫婦は一晚寝たら直るとか言われていました。やはり、多いのは男性から女性への暴力です。女性から男性への暴力もありますけれども、やはり比率的には男性からの暴力が多いです。それこそ、その頃には、怒らせる妻の方が悪い、夫の機嫌を取るのが妻の仕事だというようなことも言われたりしていましたが、DV防止法ができてからは、相談機関

ができてたり、シェルターを作ったりして、そこに駆け込み寺のように被害にあっている女性が逃げ込んでくることができるようになりました。そして次の生活をするためのステップとして、弁護士さんに相談したり、裁判所で書類を提出したりというようなこともできるようにになりました。国としてきちんとDVを許さないという姿勢を示していく方向にも変わってきたわけです。

(4) 男女共同参画基本法の成立

1999年には男女共同参画社会基本法という法律ができました。それ以降さまざまな法律ができてきて、2018年には政治分野における男女共同参画推進法という政治分野で女性の進出が遅れていることを解決するための努力法、理念法ですけれども推進法もできました。そういう法律ができてきたわけですが、男女共同参画という基本法や推進法ができて男女共同参画という言葉は馴染みがないので分からないという人が多いようです。皆さんもいろんな所で男女共同参画という言葉は聞いたことがあるかと思いますが、まだまだ馴染みのない言葉だと思えます。この法律ができたのが99年ですから、もう20年以上も経つのになかなか浸透していきません。

この基本法には、男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会です。」と規定されています。男性も女性もあらゆる場所であらゆる場面で共に責任を担っていく、そういう社会こそが男性も女性も幸せに暮らせる社会だという位置づけのもとでこの法律を作っているということです。

(5) 豊かな未来を築くために

少子化が言われて久しいですが、子どもさ

んの生まれる数が減るといことは、将来の労働力人口が減るわけです。働く人がいないと社会を支えることはできません。税金も入ってこないし、様々な社会を支えていくための労働力が足りませんので、大変な問題になるわけです。労働力が減っていくと、どこかで作らないといけないわけです。今働いていらしゃる皆さんに65も70まで働いてもらうか、専業主婦と言われる女性を働く場に引っ張り出すか、あるいは外国人労働者を増やしていくか、あるいは今働いている人たちの労働時間を延ばすか、働くということについてはもう本当に方法がないわけです。だから男性の働き過ぎを見直すと同時に、女性が働きやすい環境作りが必要になるわけです。子育てしながらも働きに行けるような状況。女性が育児や介護を担わないといけないという女性たち。生活が安定しないという男性たち。このところを解決していくのは、ひとえに政策ですよ。政府もそういう方向にシフトを変えていきたいと思います。このところを解決していくのは私も期待したいと思っています。

(6) 奥ゆかしいのが女性の特性ではありません。

政策を変えていくだけでは、なかなか追いついていかないのが私たちの意識です。そこを変えていかないと、男女平等と言っても何も変わらないと思います。

日本ベンクラブという会がありますが、去年、女性で初めて桐野夏生さんという方が会長に就任されました。桐野さんが会長になったときに、インタビューで答えておられたのが非常に印象的でした。「初代会長は島崎藤村、その後が志賀直哉、川端康成、井上靖、遠藤周作。歴代の会長さんの名前を見て、私でいいのだろうか、務まるのだろうかと不安でしたが、世界的にジェンダー平等の機運が高ま

女性が選ばれなくなるかもしれないと思い、決意しました。」とコメントされていました。



いろいろな所で言っています。女性の皆さんが、「私は女性だから」と遠慮するということはやめていただきたいです。何かの会に行くと、会長

は男性、それこそ女性もおらないかんとこと副会長が女性、後の事務局長や幹事長になるとまた男性みたいな組織が結構多いように思います。政府も指導的な立場に女性がどんどん入っていくことを進めていて、私たち自身もそう言っているのに、その中で女性自身が遠慮して、奥ゆかしいのは女性の特性みたいな、それこそジェンダー意識丸出しのことを言っていたのでは、何も変わらないだろうと思います。これからは、女性が手を挙げていくことも必要だと思います。例えば手を挙げるのが難しいとしても、せめて白羽の矢がたった場合には引き受けてほしいということをお願いしています。そして男性の方には、ものごとを決める時に女やから男やからと理由付けしないで、フラットに見て判断していただくことをお願いしたいと思います。

※紙面の都合上、何れの講演も一部または要旨のみの掲載となっています。誠に申し訳ありませんが、何卒ご了承ください。